

社会福祉法人なみはや福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なみはや福社会(以下「当法人」という。)定款第8条および第23条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 理事・監事に対して、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で、当法人の会議への出席実績等に応じて、別表のとおり報酬を支給する。

2 評議員に対して、当法人の会議への出席実績等に応じて、別表のとおり報酬を支給する。

3 ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(役員等の費用弁償)

第3条 費用弁償として交通費を支払う。

2 交通費は、あらかじめ届け出を受けた住所、職場等からの順路に従い、原則として最短距離、最少費によって支払う。ただし、天災その他特別な事情により、やむを得ないときは実際の経路により支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。

(報酬等の辞退)

第5条 役員等は、報酬及び費用弁償の全部又は一部につき辞退することができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第二項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則 この規程は、平成29年11月10日より施行する

附 則 この規程は、令和元年6月19日より施行する

| |
|-----|
| 別 表 |
|-----|

理 事

| | 報酬の額 |
|--------------------|-----------|
| 理事会、評議員会、監事監査等への出席 | 日額 5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 日額 5,000円 |

監 事

| | 報酬の額 |
|--------------------|-----------|
| 理事会、評議員会、監事監査等への出席 | 日額 5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 日額 5,000円 |

評議員

| | 報酬の額 |
|-----------------|-----------|
| 評議員会への出席 | 日額 5,000円 |
| 上記の他、法人業務のための出勤 | 日額 5,000円 |

(注) 報酬の額は、全て源泉徴収分を除いた額とする。

同日に複数の会議等が開催された場合の支給要件は、いずれか一つとする。